解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年四月二十八日開催の社員総会の決議により、平成二十二年四月三十日付で解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月二十日
東京都練馬区田柄二丁目三六番五号
特定非営利活動法人生き生き村
清算人　門脇榮美子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年三月一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月二十日
新潟県柏崎市学校町三番六号
医療法人博愛会
代表清算人　伊藤　肇

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年一月二十日開催の社員総会の決議並びに長野県知事の認可により、平成二十二年三月二十六日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月二十日
長野市大字南堀一三七番地一
医療法人松樹会
清算人　山田麻記子

解散公告（第二回）

当財団法人は、平成二十二年三月三十一日大阪府知事の許可により解散したので、当財団法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月二十日
大阪市中央区谷町七丁目四番一五号
財団法人大阪府傷痍軍人会
清算人　木南　龍雄

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年四月一日広島県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月二十日
広島県三次市十日市中二丁目六番六号
財団法人三次交通安全協会
清算人　武田　満楽

解散公告（第二回）

当法人は、理事会の決議により平成二十二年三月三十一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月二十日
徳島県徳島市幸町三丁目六一番地
財団法人好生社
代表清算人　川島　周

解散公告（第二回）

当組合は平成二十二年三月二十六日長崎県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月二十日
長崎県大村市徳泉川内町六〇五番地一
大村市須田ノ木土地区画整理組合
代表清算人　池田　利雄

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月二十日
山形市城南町一丁目一番一号
財団法人山形県高等学校定時制通信制教育振興会
清算人　遠藤　正友

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年三月一日開催の理事会及び評議員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月二十日
東京都文京区本郷七丁目三番一号東京大学構内
財団法人東京大学綜合研究会
清算人　濱田　純一

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年十二月十五日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月二十日
静岡県周智郡森町森二二三三番地の六
社団法人大門報徳社
清算人　森下賢太郎

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年四月二十三日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月二十日
静岡県三島市字エビノ木四七四五番地の四
五六　特定非営利活動法人こころの会
清算人　池田　政雄

配当公告

大阪府岸和田市臨海町三番地
破産者　梶野石油株式会社
右の者に対する大阪地方裁判所平成二十年(フ)第六三五九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
一般債権　金一、三二七、八七七、一〇七円
一、配当することのできる金額
一般債権　金一〇五、八八四、六三九円
平成二十二年五月二十日
大阪市北区西天満四丁目四番一八号梅ヶ枝中央ビル七階
破産管財人　菅原　英博

配当公告

福岡市東区多の津一丁目四番六号
破産者　株式会社イケガミ
右の者に対する福岡地方裁判所平成二十一年(フ)第八一三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
金八二一、七七八、九五六円
一、配当することのできる金額
金四一、〇七六、二三六円
平成二十二年五月二十日
福岡市中央区赤坂一丁目六番一五号日新ビル二階赤坂協同法律事務所
破産管財人　津田　聰夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍札幌市西区西野四条一〇丁目二九〇番地三七〇、最後の住所札幌市手稲区西宮の沢五条一丁目一七番一七―八〇二号
被相続人　亡　八ツ賀孝三郎
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十日
札幌市中央区大通西一三丁目パシフィックレジデンス大通公園二階中山博之法律事務所
相続財産管理人弁護士　谷口晃太朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道釧路市栄町三丁目一番地、最後の住所北海道釧路市旭町三番三号
被相続人　亡　砂田　民子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十日
北海道釧路市末広町八丁目二番地
相続財産管理人　新藤　直

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道帯広市西三条北一丁目三番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　渡邊　暁
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十日
北海道帯広市東一一条南九丁目一番地
相続財産管理人　村上　英二